

小平市教育委員会会議録

—— 8 月 臨時会 ——

平成19年8月31日（金）

開催日時 平成19年8月31日(金) 午後2時22分～午後3時45分
開催場所 市役所5階505会議室
出席委員 堀内敏宏委員長
小池貞雄委員長職務代理者
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
山田裕教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
大澤一美学務課長
永田達也学務課長補佐
相浦和行指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
大平真一生涯学習推進課長補佐
武藤眞仁体育課長
島林正美中央公民館長
蛭田廣一中央図書館長
仙北谷仁策指導主事
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍 聴 者 3名

午後2時22分 開会

(開会宣言)

○堀内委員長

ただいまから小平市教育委員会の臨時会を開催いたします。

急遽お集まりをいただきましてありがとうございます。

なお、本日は伊藤委員及び吉田委員は東京を離れておりまして御欠席でございます。

(署名委員)

○堀内委員長

本日の会議録署名委員は、小池委員長職務代理者及び私、堀内でございます。

それでは、本日の議題に入ります。

(議題)

○堀内委員長

日程1、小平地域児童見守りシステムモデル事業の推進と事務局の事務執行について、でございます。

皆さん既によく御存じのように、この見守りシステムモデル事業に関連いたしましては、当教育委員会の方針と市の意向が食い違うという、異例の事態の中で進行しております。したがって、その詳細をやはり事務局の方々にも良く御理解いただくという趣旨も含め、経過を報告します。実は昨日、私と小池委員長職務代理者、そして教育長の3人で、市側とおよそ1時間15分話し合いをいたしました。市側は、市長に、松岡副市長、窪田副市長、伊藤企画政策部長の3人が同席されました。

その席で、私の方からは次のような点を申し上げております。当教育委員会は、この見守りシステムの運営をする協議会、その構成メンバーとなる学校や団体とともに、本日総務省に対して事業を遂行する旨の同意書を出しますと申し上げました。そして、もし小平市がこの事業の推進を阻止するようなことになれば、小平市が総務省の委託事業を潰すということになります、と。そして、事業の遂行が不可能となって損害が生じた場合には、損害賠償請求が市に及ぶこともあり得ます。さらに、総務省と小平市との関係に悪影響は免れないでしょう、ということをお考えいただく材料として申し上げてあります。

そして、市側からは、市長及び副市長から概略次のような回答がありました。この問題については、市側は見送るということを決めて、教育委員会にその旨通知してあると。そして、そのことについて市側の方針の変更はない、ということでございます。

やり取りの中では、教育委員会制度と行政の主体である市との関係にも触れて、それぞれに発言はありましたが、いずれにしても堂々巡りという感じでしたので、省略させていただきます。

そして、最終的に私どもが市側に申し上げたのは、市の方針はわかっております、教育委員会の方針も決まっております、したがって、この事業を私どもは推進しますけれども、市側としては、これをいわば黙認する形で、阻止するようなことはしないほしい。賛成してほしいとは申し上げないけれども、邪魔はしないほしい、ということをお願いしました。

それが、一応昨日の市側と私どもの話し合いの概略でございます。

市側との話し合いは、先週の8月定例会の直後にも1回行っております。そのときは、私と小池委員長職務代理者、そして教育長も同席して、相手はそのときは市長だけでございます。その席での市長の御発言は、今その問題については調整中である、ということで、反対であるということはその際は明言されませんでした。それに対して昨日のお話の中では、見送るということを決めてあるので、その方針に変わりはないということで、少しお話の内容にも違いがあったわけですが、事態は結局そこで終わっております。

これからの問題であります……、ちょっとお待ちください。

私が今概略を申し上げましたが、不足することがありましたら、小池委員あるいは教育長から、補足していただければと思います。いかがでしょうか。

小池委員。

○小池委員

私は実は穏やかな人間でございまして、できるだけめごとは少なくして、避けたいという人間でございまして。でも非常に残念なことに、市側の意向と教育委員会としての意向が食い違ってしましまして、これは非常に不幸なことだというふうに私は思っております。

実は先日、先ほども委員長の方から述べられたのですが、最初にお話を市長にしたときには、私はこの市役所の中のルールを大切にしますので、そういういろいろな意見を聴いて、ただ決定したいんだと。それを崩したくないんだというので、それは確かにそういう視点もあるかと思えます。でも今回、急にそれが硬化したという感じを私は受けました。どうしてこういう形で急に変わってしまうんだらうということがちょっと気になりまして、市長にも質問はしたのですが、余りはっきりした回答はいただけませんでした。

私が自分なりに分析してみますと、やはり市長に入っている情報というのが、やはり少し偏っていたのではなかろうかと。私どもとしては教育委員会の意向とか、そういったものをバランスよく入れたところで判断していただきたかったですけれども、違った方向からの意見がいろいろ出てきて、それで市長もああいうふうに硬化されてきたのではないかというふうにとりました。そこら辺が非常に私としては残念なところでございます。

この問題につきましては、もう少し、やはり時間をかけて調整すべきではなかったか、というお話がございました。でも、よく考えてみますと、この話が出たのは、実は2月くらいから出ておりまして、その間非常に長い、今まで何カ月も時間がかかってきましたので、その間でそういう調整する時間がなかったかと言われると、それはそうではないのではないかと。それだけの時間をかければ普通調整はきちんとできて、報告も出てくるのではなかろうかと。その時間が全く無視された状態で、結局時間切れまでずっと引き延ばされてきたという感じがいたしまして、これはやはり若干問題があるだろうというふうに思っております。

ですから、決して時間がなくて調整ができなかったということではなくて、十分時間は私はあったんだと。それがどうしてこういう格好で、納期ぎりぎりまで調整が結論を見ずに長引いたかということに対しては、非常に私も疑問を感じているところでございます。

もう一つは、やはり今回の事業というのは、ある意味ではモデル事業でございまして、確かにその後のことをいろいろ心配する向きもございましてけれども、それ以上にやはり子どもの安全というテーマで、しかも非常にある意味ではお金がかかること、ですからこれを市の予算だけで賄うということは到底不可能でございまして、そういうところに総務省でこういう事業をモデル事業として立ち上げていただいたということで、それに乗っていこうという考え方は決して悪い話ではないのではないかとこのように思いまして、私たちもぜひこれは進めていきたいと。ただ、これが結果として成功するかどうかというのは、よくわかりませんが、やはり成功する方向に向かって頑張っていくべきではなかろうかというふうに私は思っております。

それから、私も実は組織の人間で長いこと、40年近く民間企業で仕事をしてまいりまして、

その前の、これは民間の企業とこういう市のこういうところとはやり方、考え方が少し違うかもしれない。でも、私は、最初の段階では、実は我々のいた会社でもかんかんがくがくで十分議論をいたします。それを聞いておいて、そこのトップ、部長なり課長なりがそういう意見を聞いて、そして方向を一たん決めたら、その実現に向かって皆が努力を、方向のベクトルを合わせて努力するというのが組織の一つのルールなんです。これが、いや自分はこう思っていたんだからあくまでも抵抗する、というようなことになると、これは全く組織としての力を発揮することができなくなります。ですから、組織の中の一員であるということであるならば、それは最初のディスカッションは結構でございます。トラブル、いろんな反対意見、賛成意見、あるいは中間の意見、そういうことを出すのは本当に必要なことだというふうに思っております。でも、それが一たん方向が決まったものに対してあくまでも抵抗しようとする、ということは組織そのものを壊してしまいます。組織そのものを否定をしてしまいます。ということがございますので、そこら辺につきましては、ぜひいろいろ御配慮いただきたいというふうに思っております。

こういう臨時会を開くことは、非常に私としては残念でございました。でも、止むを得ないというふうに思っております。ぜひそこら辺をお含みおきいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○堀内委員長

ありがとうございました。

今、小池委員の御発言の中には、事務局の業務執行体制に関わる部分のお話も少しありましたが、その話はもう少し後段で話し合ってみたいと思います。

それで、なぜ市と教育委員会との関係がこういう形でこじれているかということ、もう一回おさらいしてみますと、一つはこの事業が、事業そのものとしては何ら問題はない、むしろいいことではないかという空気の中で、教育委員会がこれを前向きに検討している中で、市側から、それはやめろ、という話ってきたということが一つあります。これは要するに教育委員会の仕事に対する市側の、いわば介入ととれないことはございません。それが一点。

それからもう一つは、やはり教育委員会制度の本旨を理解していないな、ということでありませう。委員会というのはいろんな委員会がございまして、さまざまでございますけれども、教育委員会というのは申し上げるまでもなく地教行法その他各種の法律によって規定されておるわけで、要は教育のことについてはお任せをします。あなた方で主体的に考えて執行してってください、という趣旨でつくられた独立行政委員会でございます。そしてほかの委員会と違うところは、この教育委員会には事務局体制がありまして、独自の事業執行ができるということでもあります。つまり、市側の意向と教育委員会の意向がある程度一致している場合はもとより、そうでない場合も教育委員会としては独立性を保って業務が遂行できるという法律制度上の保障があるわけです。そうしたことを踏まえて考えてみますと、今回の事態というのは非常に不幸な経緯をたどっているとは言えますけれども、教育委員会としては、これを遂行しようと思えばできないことではな

いと考えます。

そこで問題になってくるのは、今後の執行体制の問題になるわけですが。私どもが23日の8月定例委員会において、事業の推進を決定いたしました。これは協議事項という形で取り上げてはおりますが、委員会の意思決定、意思表示という意味では議決と全く同じこととさせていただきます。つまり、教育委員会としてはこうしますということを決めまして、それを、しかも私ども代表者が市長と直接面談をいたしまして通告をいたしているわけでありまして、ですから、教育委員会としてはこれを推進するということが確定しているわけで、そのことについて何ら疑義はないはずであります。

ところが、ここに難しい問題が生じてまいりました。事務局の皆さんは教育委員会の事務局職員であると同時に、ほとんどの方が小平市の職員という、また別の身分をお持ちなわけですね。簡単に言えば小平市の職員でありながら教育委員会の事務局の職員としてお仕事をいただいているということとあります。そして、その優先順位がどうかという問題が一つありますが、これはあくまでも皆さんの事例を見ていただければわかりますように、小平市教育委員会の何々の職ということで任命をされているわけでありまして、まず教育委員会の業務に専念していただくということとありまして、そういう意味での皆さんの業務の中心は教育委員会が決めたことを、あるいは教育委員会の意を体してやっていただく、執行していただくということではないかというふうに考えております。

それで、今月23日の委員会決定の後、私どもとしては非常に心外だなという事態が一つ出来いたしました。これは私から23日の委員会でも、方針が決まったので、今後これに沿って事務局の皆さんに動いていただきたいということを申し上げてあったにもかかわらず、委員会の決定に疑義を差し挟むような発言が委員会の事務局の中から外部に対して出たというふうに伺いました。つまり23日の委員会の決定は、有効ではないのではないかというような話が、この事業の推進を考えていらっしゃる外部の関係者に対して教育委員会の事務局側からあったということとありまして、この辺りにつきましては私どもとしても、なぜそうなったのか御説明を承っておく必要があると思います。

そしてそのことは、具体的に申し上げますと、小平第六小学校の学校経営協議会の長である石塚信治さんと昼間教育部長との間の電話のやり取りであったというふうに伺いまして、私はたまたま土曜日の学校回りをしているときにその話を聞きまして、直接石塚さんのところに出かけまして、そういうことではないよと、委員会はちゃんと決めたことなのだからそのようなことに惑わされないでほしいということを申し上げたいきさつがございます。ですから、そのことについてやはり昼間教育部長に少し御説明をいただきたいと考えるわけです。

○阿部教育庶務課長

事務局として、この件に関しての意見を述べさせていただきたいんですけども。

一つは、今回のような重要な事業の実施は、事務局としては市長部局と協議が整う必要がある事業であるという認識がございます。このような安全とか安心に関わる事業は、市長部局にもそ

の権限がございます。そして多くの住民だとか、事業費の後年度負担の問題等、そういったいろいろな要因を慎重に判断する必要があると。そういう理由で我々としては協議が整ってほしいという願いがございます。

それからもう一つは、失礼な言い方になるかもしれませんが、教育委員会会議で賛否を問うような案件というのは、我々の認識としましては、その内容は基本的な教育の方針案、それから重要な人事案件、ということで認識しております。これらは小平市の教育委員会規則、小平市教育委員会教育長に対する事務委任規則にも書いてあるとおりでございます。よって前回のように本件についての賛否を決するのは、我々としては疑問な点はあると感じております。

いずれにしましても、事務方としましては事務執行がスムーズに執行できるような環境がつけられるように強く願っております。

事務方としまして、意見を述べさせていただきました。

○小池委員

今、阿部教育庶務課長の御意見もよく理解できます。実は、昔企業におったときもこういう場面に出会いまして、そういう時には事務方の方はものすごく苦勞するのですよね。何とかやはり上の方で意見の調整をやって、ベクトルを合わせてほしいと思うわけでございます。

それから、先ほどの中で、基本的な問題だから、これは今回のような賛否を問う問題ではないとおっしゃったのですが、基本的な方向を、まず我々としては決めておいたわけですね。ところがそれに対して、それをストップをかけるというような方向に来たわけです。この事業というのは、もともと市がやる事業では基本的にはないのですよね。どうもそれぞれの学校現場とか、地域が主体になって進める事業でありますので、市としてお金を出してもらってやる事業であれば、それはそれなりにちゃんと議決という形をとらなければならないと思いますけど、今回ののは事業の主体が他にありますので、ここはやはり協議という格好である程度我々の意思決定というか、方向を示す程度しか、多分できないだろうということで協議事項というスタイルを取ったのだと思います。

だから、そのところがちょっと議決を取るべきではないとおっしゃったけど、それは我々としても議決ではなくていいのですが、やはり方向は示しておかないと、実際には動きづらいと思いますので。少しそこら辺のニュアンスが違うかなという感じが今いたしました。

○堀内委員長

小池委員のおっしゃることもごもっともですが、このモデル事業の推進に当たりましては、小平市教育委員会も実際に事業主体を構成する協議会の一員として入るわけでございますから、教育委員会としての意思決定が必要なわけです。そのことは既に決定をいたしまして、それぞれの学校ですとか、団体にも通知を済ませてありますので、このことについては疑義を差し挟む余地は私はないと思っています。その辺について昼間教育部長の御見解を伺います。

○屋間教育部長

今、堀内委員長の方からお話があった部分でございますけれども、8月24日の金曜日に石塚氏、今お話が、固有名詞、個人の名前が出ましたけど、前市議会議長という肩書きとは別に電話をいただきまして、お話をした、やり取りをしたことは事実でございます。

趣旨としては記録をしていませんので、一つの記憶の中での話になりますけれども。

8月末日がNTT東日本への総務省への締め切りであるということ、それで我々としてはこの事業についての扱いに苦慮しているということの話がございました。その中で、前の日に協議をされたということの話がされまして、その辺はどうなのかということの話がありました。私の方ではそれは協議であって、議決ということではないということで、ただ協議について一つの結論が出たということでお伝えしたということでございます。石塚氏は議会の議長を経験されております。議案としての議決と、いわゆる協議というものを十分御存じのはずでございます、そういう面ではその少ない言葉の中で私の意図が十分伝わったと思っております、その程度の話で電話を切っているということでございます。それ以上の話はございません。

以上でございます。

○堀内委員長

つまり、委員会の決定が無効であるというような趣旨の御発言はなさっていないということですね。

○屋間教育部長

その電話の中では、無効という言葉は私は使った覚えはありません。なぜこの言葉が無効という言葉で、今日堀内委員長の口から出たのかということは、私にとっても心外であり、できれば石塚氏本人に確かめてみたいと思っているくらいでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

わかりました。

それともう一つ、今、教育委員会の事務執行に関連しまして、私どもが心配しておりますのは、教育委員会としての意思決定、ないしは意思表示、それに基づいて事務局の方々に動いていただきたいというふうに常に思っているわけでございます、通常はそういう形で皆さんに御協力いただいていることに感謝しているわけですが、この事業に関しては一向にそういった形での統一した事務局内での執行がなされていない、あるいは滞っているという感じを受けるわけでございます。

私たちは委員会としての意思を決めて、教育長を通じて事務局の方々に動いていただくようにしているわけですが、この問題に限ってということではないかと思いますが、どうも委員会の気持ちが事務局の方にすんなり伝わっていないのではないかと非常に気がかりな

わけであります。

つまり、委員会の一員である坂井教育長は事業を遂行、推進の方針をお持ちでありますし、したがってそれに基づいて事務局の方々に業務を進めていただくように指示をされていると思っておりますが、事務局の方では必ずしも教育長の指示どおりには動いていられないように見受けられるところがあると。これは実は教育委員会の事務体制にとっては、非常に重大なことでございまして、ある意味で二つの指示が上部から事務局の人たちに出るような感じになってしまったと。進めという方と、待てという方がびったり並立していたら、事務局の方々がどうしているのかわからなくなってしまうという、非常に心配な事態でございます。

したがいまして、私も委員としては、このいわばデッドロックを速やかに解いていただいて、通常のスムーズな事務執行体制が確保されるように事務局の方々に強くお願い申し上げたいというふうに思っております。

○石川教育庶務課長補佐

先ほど来、今回の安心安全の事業について、教育委員会の専権事項、という形で皆さん議論されておりますけれども、安心安全については、先ほど課長も言われたように、権限として市長の方にもあるわけです。

この地教行法の趣旨で、教育委員会が独立しているということは確かにあります。ただ、この地教行法が昭和31年に成立した過程において、その重要な趣旨として、一般行政との調和、連携、総合化というところを目指してこの法律は成り立っています。廃止された教育委員会法というのは、御存じのように公選によって教育委員が選任されて予算の編成もできると、非常に強い独立性を確保していたわけです。しかしながら、それを実行に移すと地方公共団体の中で非常にバランスの悪い執行状態になるということから、地教行法というものが成立したわけです。

それともう一つ、地方自治法138条の3というところに、執行機関の組織の原則というものが規定されております。ここには普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない、となっています。つまり安心安全については市長部局にも権限があり、今回の事業については教育委員会にもあると、双方が持っているわけですね。ということは市長の総合調整権というものが働いて、一体となった行政の執行というものをなさなければならないわけですから、調整もできていない状態のまま事務局が動くということは非常にこれは困難だと思うんです。実際問題、教育委員会の中で決定したから、さあやれというふうに言われるわけですがけれども、市長の総合調整権を無視してできるものなのかという、法律的な疑義というものもちょっと感じておりまして、私は、進めていいものかどうかというのも怖いと思っております。

以上です。

○屋間部長

今、石川教育庶務課長補佐が私の話の先に、いろいろ補っていただいた部分がございまして

ども、まさにそのとおりでございまして、今教育委員会と、市長部局の方針なり、若干温度差がどうか、対応が異なっているという中で、我々としては非常に苦慮したということでございます。これはもう間違いない事実でございまして。ただ今までの経緯からいきまして、何度か理事者の方からやはり意思表示がされているということでございます。これは当然、たとえ教育委員会の事務局の職員としても、当然そういうふうには、先ほど石川補佐が話をされたことも含めて、もうこれは、ほとんど皆さん体感的に経験をしております。特に小平の教育委員会、市町村の教育委員会は人事権、いわゆる委員体制関係ですね、自己財源を持っておりません。そういう面で、権限は非常に、いわゆる23条のこと以外のところが極めて少ないということになります。その辺のところからして、この部分については市長部局と連携して仕事をしなければ、とても将来の点を考えたときには非常に不安があるということの恐れがございます。

最初の300円ないし500円のコストは自己負担であるということの部分の話からスタートしても、公平性の関係から将来これを公費で負担するという話が、当然予測されるということになれば、それは教育委員会独自で事業を決定することは、まずあり得ないわけです。そういう中で、この話が再三、いわゆる教育委員の一人であります、教育長、教育長は理事者の一人でございますから、理事者の中からそういう結論を出されたということであり、そのことは教育長の口から聞いております。

我々としては、そこの決定について、やはり従う義務があるわけで、ただ教育長の思いは我々にも十分伝わっているわけです。だから思いは何とか、それはわかります。思いとしてはよくわかりますけれども、実務的には市長部局と調整ができていない部分については、とてもこれは実際の時点で実施に移すわけにはいかないということで、そこの部分で今まで非常に悩み、しかるべき我々としての意見を教育長に申し上げて、我々のボスは教育長でございますので、教育長に対して時には不愉快な言葉も吐いたかもしれませんし、いろいろなことを伝えようとして、いろいろなことをお伝えをしたかったということのあらわれなんですけれども、そういう中でこの事業がなぜか現場で進められてきたという事実がございます。その現場とは学校でございます。学校は学校長の権限でございます。学校長は指揮命令系統は教育長でございます。この辺の部分が、市町村のいわゆる自治体、教育委員会の事務局で温度差が出てきたことは事実ではございません。

我々としては、教育委員会の事務局は教育委員会の範囲で、しかも市長部局と連携してやっていくということがございますので、市長部局の一つの決定に対して我々はそれに従っていくということがごく当然でありまして、もしそれをしなかったら逆に公務員法違反で、やはり問題になるわけでございます。

そういう中で、やはり教育委員会の意向としては、確かにこの間協議という中で方向性が出ました。ただども、それはあくまでも教育委員さんの皆さんのお気持ちがそこで一つになったということでありまして、これはすなわち事務執行の方にその話に来るべきだということは我々は全然思っておりません。

それはいいか悪いかではなくて、仕事としてはそういう話でございます。その辺のところやはり根本的な考え方が異なることからこういうことになったかと思えます。その辺が我々として

は教育委員会の事務を淡々と行う中で進めておりますので、これは市長、理事者の中での決定した事項でございますので、それを我々としては粛々とやっていくと。これについてはいわゆるトップである市長が、再三にわたり見合わせだと言っているわけですね。見合わせということはやれということとは違います。その辺は我々は見合わせということですから、見合わせているわけで、それだけの話でございます。

これが、教育委員会の事務執行に、もし非常に何らかの影響があることになれば、今まで我々が教育長に対していろいろなアドバイスなり進言なり意見を言ったことが、こういう結論になるのであれば、今後何も教育長にはアドバイスをしなくなる。それが事務執行に問題があるではないかということで、臨時の教育委員会を開いてこういう話になるということになれば、これはやはり余り調子のいいことではないだろうと我々は思っているわけですね。その辺をちょっと今阿部教育庶務課長も発言申し上げましたけども、その辺のいわゆる教育委員会の事務局の限界、あるいは地方公務員制度の中の位置、その辺を十分御理解いただいて、その後いろいろと御検討いただきたいと思います。

以上です。

○堀内委員長

石川教育庶務課長補佐、それに昼間教育部長から地方公務員としての立場のお話がありました。ただ、この問題に関して言いますと、市長部局と教育委員会との意見調整というのが、先ほど小池委員もおっしゃったように、時間はいっぱいあったのに実は途中でストップしてしまって、大変に遺憾な事態が起きているわけですね。その間、教育委員会としては教育長をサポートして事業の推進の方向で考えておったわけではありますが、ある日突然市長部局からこの事業は見送るということに決定した、というふうに通告があったと。しかも教育長が実際に参加していなかった会議において、それが決まったというふうに聞いております。これは大変に手続的にも私は問題だと考えておまして、つまり教育委員会の事務局の長でもあり、教育委員でもある教育長が参加しない場でこの事業の採否が決められるという、その事態が非常に理解できないというふうに思っております。

市長の総合調整権というのはもちろんございます。そして全体的な意味において、市長の判断というのがいろんな場面で優先することはあるわけですが、今回の事業についていえば、市側に負担がかかるわけでもなし、これを推進する協議会の中の一員として教育委員会は協力をするという立場でありましたので、私どももこれを推進すべきであるということを決めたわけでございます。それについて事務局側からそういう形でお受けできないということであれば、私どももちょっと考えなければいけないなというふうに思っております。

それから、教育部長と教育長の間で腹藏のない話し合いというのは、これは当然ながらいつも行っていたかなければならないわけでありまして、その辺のところの意思疎通にそごがあったのではないかとはいふに私は考えております。

モデル事業への参加をやめるという話は私どもにとっては大変に突然のことでございます。

いずれにしても、法律上の建前は別としても、この事業は地元といいますか、学校現場、あるいは学校を支えてくださっている、協力してくださっている青少対、そういったいわばボランティア団体の希望があって、そしてこれを進めましょうということで、教育委員会としてもサポートしてきたわけですね。それを突然に市の方の意向であるという形でやめろと言われても、これは地元としてはまた納得できないわけです。ですから教育委員会としては、今までの経緯を踏まえながらこれを推進するということを決めたわけでありまして、その方針に変更はありません。

したがって私どもとしては、教育長を通じてこのことに事務局の方々の協力を再度要請するということとなります。

○坂井教育長

事務局職員が不安に思うのは法律上の問題よりも、実務的なところでかかわらなければいけないときに、行政のトップである市長が控えろといていることにあります。委員会制度の中で委員会で決定した事項については、法律上うんぬんの問題よりも、市の決定が本当に優先されるべきかに問題があります。現実に全国のいろんな教育委員会と首長部局の関係を見ても、首長部局が反対しても、教育委員会が決定して実行していることというのは結構あるわけなんですよね。だから、そのことを余り表に出して話をしてもちょっとうまくいかないようなこともあるので、本当は私は調整したいんですよ。このことについては。

今、昼間教育部長、それから石川教育庶務課長補佐の方からは、行政法の関係では市の方の市長の判断を優先するという話がありましたけれども、それは解釈上の問題であって違うんですよ、本当のところは。教育委員会で決定したことについては、これは市長部局よりも教育委員会の決定というのは、それははっきり言って教育長が首をかけてやるような仕事になるわけですよ、そうなったときには。これは実行できるんです、これは。現にやっているところはいっぱいあるんですよ、こういうことはね。

ただそこを私は別に、余り表に持ち出したいとは思っていないんですよ。本当に、ある意味で調整しながらこの仕事ができれば一番いいと思っていたんですけども、こういう限界が言われたように、実は昨日私初めて市長に全部経緯を話しましたが、市長は、何だ、教育長ってそんなことまでやっていたのかとおっしゃいましたけども、2月からずっとやっているんですよ、これは。市民生活部の防災安全課の職員とも話を詰めていますし、防災安全課の職員は、それは教育委員会の仕事ですから教育委員会でやってくださいということで、結局話がそういう形で終わってしまっているんですよ。本当は先ほど阿部教育庶務課長が言ったように、子どもの安全というとなんか学校みたいに、教育委員会みたいになるんですけど、やはり市民の安全ということから考えれば私は防災安全課にも協力をしてほしかったんですけども、それは教育委員会でやってくださいと。四役会の中でも結構話を詰めても、そこで出てきたことが結果的にIDカードの個人情報の問題と、後年経費の問題と、それからお金を集めることについての差別感の問題、この三つは決定事項になっていんですよ、一度も。IDカードははっきり言ってIDナンバーが入っているだけですから、個人情報は全く漏れません、落としたとしても。それから後年経費

の問題はこれはいつもずっと説明していたし、事務局会議にN T T東日本が来て話して、事務局職員がいろいろ質問した中でも私は解決されていたと思っているんですけどもね。ハードの整備をN T T東日本がやって、サービスを買ってもらうわけですから、教育委員会がハード面を整備するんでもなんでもないんですよ。これから先もN T T東日本のサービスを買ってもらうということであれば、自分たちで維持管理やシステムの改善をしていかなければいけないわけなんですよね。そういう意味で全くない。

サービスの問題について差別感があるということについても四役会の中で、いってみれば受益者負担の問題ですとか、利用料個人負担の問題、使用料の問題ですよね。そんなことが話されているときに、サービスをすべて教育委員会が金を払うということはないわけですから、あくまで相手はサービスを買うか買わないかの判断をするわけですから、そこに差別というのははっきりいって起こらないわけなんですよ。ただ、これが教育委員会が行政の責任として安全を確保するためにIDカードを持たせるということを決議し、義務づければ、これは当然そこには行政として負担しなければいけないことが出てくるわけなんですよね。だから、そういう問題も正直いってないわけです。

そういうことをずっと話していく中で、そういう問題について私はすべて説明をしている中で、やめろという話は一度もなかったわけなんです。あるとき突然、やめろという話が私を飛び越えてなされたということについて、まず私はそれは非常に不愉快な思いをしたのは事実なんです、そのところは。ただ、それ以後は結果的にやめろという指示が出たということなので、何ていいますか、現場の方たちに対する指示の方ができませんから、なかなか話し合いが進行していなかったのは事実で、大変不幸なことだと思っています。

本当は、今年度はモデル事業としての実証期間なわけなので、市長の方がテストするんだったらテストだけしなさいと言ってくれば、私本当に問題がなかったと思っているんだけど、どうもそうでないところの力が働いているみたいで、非常に残念な思いがしています。

小平第八小学校が地域の方と一緒にN T T東日本から来て説明を受けているとき、私もちょっと行きましたけど、結果的に十分な説明がされていないために、またできなかったために、保護者の皆さんもやはり疑問に感じていらっしゃるところがあるわけなんですよね。本当に一番素朴な疑問で、こういうことも解決されていなかったのかと思ったのは、学校の前に家がある人は、うちの子は4、5分で学校に行けるんだからそんなカードは要りませんとおっしゃる。要らないんですよ、そういう子どもの親はね。ただその実証期間は無償でそういう提供を受けるから使ってみたとしても、1年後にその方はそのサービスを受ける必要がないわけなんです。ただその子どもがお稽古事で小平市外に行ったり、遠くへ行くのであればいろんなところにそういう読み取り装置があれば安心はまた買えるので、それは参加なさると思うんですけども。本当にそういう説明すらしっかりできていなかったのは非常に残念で、もっときちんと話し合いの機会をつくったりしていれば、この事業は決して否定するような事業ではなかった気がするんですよ。

本当にそういう意味で、市長部局との話し合いがうまくできていなかったというのが、本当に私の責任であるわけなんですけども、ただ、どうも私自身の感触では初めから反対の意向が強く

て説明を聞いてもらうような機会もなかったし、説明しても理解してもらえなかった。先ほどの三つの点は全部理解できるんですよ、一般の人だったら。だから地域の人たちも、なぜそのことを反対の理由にするんだというのが出てきているわけなんですよ。そういうことすら理解してもらえないという背景に何があるのかなという、余りそういうことまで私は教育の現場でいいことだけ一生懸命やりたいというタイプなものですから、ぐずぐずそういうことを余り考えたくなかったんですけども、今回はそういう意味で本当にいろんなことを考えなければいけないような事態になっていますし、このままこの事業ができないときに、では学校や見守りのシステムをつくっていただいている地域の皆さん、実証だから参加してみたいという方たちはそれはやるやらないは全く別の問題ですので、その学校と見守りの関係者の皆さんの気持ちを考えるときに、やりたいとおっしゃっているもんだから、非常に正直言って複雑な思いなんですよ。

事務局の職員は、議会質問に今回こういう問題が出てきているのはよくわかっていますから、本当は議会の中で余り、何ていうんですか、市長部局と教育委員会が対立しているような様相の体面は避けなければいけないと思っているんですけどね。ただ、全くこれが進行しないと議員さんたちも前回傍聴にいらっしやっていますので、しかも状況をいろいろ探っている方もいらっしやるみたいなので、ちょっとまずいなという気がして、ちょっと早急に私ももう一回市長に会って話をしたいと思っています。

だから事務局職員ははっきり言って私はつらいと思います。私がやれと言ったところで、市の方がやってはだめだと言ったら、どちらをとるか。基本的に私の立場をとらなければいけないんですよ、法律上。間違いなくそれはそうなんです。でも小平市の職員なんですよ、やっぱり。その辺を考えると、ちょっと私としてもいろいろと悩むところがあるわけなんですよ。何とかしなければ本当に職員の方がつらくなるなという気がしてね。

○堀内委員長

一番いい解決方法は、だから昨日私たちがお願いしたように、市は黙って見ていてくださいということですよ。それを市の方が、市長がわかったと言ってくだされれば、事務局の方々も動くということ。いずれにしても私どもとしてはこれを推進するというふうに決めましたので、その方向で今後も努力を続けるということでもあります。

○屋間教育部長

ちょっと戻りますけれども、教育長がお出にならないで決定がされたと、そういう通知がされたということなんで、それは通常はいろんな案件もあるんですけども、いろんなパターンがありまして、通常はきわめて大きな政策決定は理事者同士での話になりますけれども、それ以外は事業の決定とかその辺の部分については担当部長同士の、いわゆる連絡通知というか、そこでかなり激しいやり取りもあるんですけども、今回は5月30日に私と山田教育部理事と2人と、企画政策部長と担当者としてこの話を受けております。これを直ちに教育長にお話をしようということで、それ自体は教育長が直接お話を聞かなかったからという形のことでは、通常はあり得ない

という、しかもこの件についてもそれは通常の事務の決定についてのプロセスとしては特に大きな問題ではないということです。それは事務的な話としてそういうことを申し上げたいということです。何かそれがちょっと一つ大きな要因みたいにもなっていますが、それはそうではありません。

それとあと、実際にこの事業はいろいろな効果がございます。特に光の部分と影の部分が常に事業というのはございます。事業を入れる場合には光の部分は効果であり、影の部分というのはいわゆる後年度負担とか、いわゆる危険性とかいろいろな影響とかございます。光の部分を教育長は非常に熱心にこれを支持をされて、そして理事者の方にもその話をされている。ただ影の部分に相当する後年度負担、あるいはいろいろな危険性も含めてですけれども、その辺の影の部分が、市長部局と十分な調整がなされていないということは事実でございます。これがこの決定実施、実施はしなかった気がするわけですが、そのいつの段階でそういう調整がなされるかということが問題になるわけです。この事業が要するに小平の教育委員会に指名された段階で、先ほど小池委員長職務代理者がおっしゃった時期かもっと前に市長部局と十分調整をしていればこんな話にはならなかったと。これは今までの経験でもそうですし、小平の事務の議案の採択の仕方というのはそういうことです。一定のルールがございます。それが十分なされなかった、いわゆる重要な時期に重要な調整がなされなかったまま、光の部分だけが、やはりかなり委員の方々に先行して伝わっていったと。影の部分について若干相対的に遅れていったということの、そういうような不幸な現象がこの事業を周知していく中で発生してきたというのが、我々横で見ていて感じているわけです。

我々は、影の部分で市長部局との十分な調整ができていないわけです。市長部局もそこを、留意してこの事業は今さらいいのではないかという結論を出しているわけです。したがって我々もその部分が解決されない限り、この事業を市として行うことは、非常にいろんな意味で庁内外に影響が出てくるということで、今までこの話は見合わせているし、何回かチャンスがあったときには教育長にもこの話をさせていただき、委員さんも市長の方にお話を言っているわけですね。そういうような、今状況でございます。

こういう中で、今後どういう形かということですが、国の事業でかなり時間が迫られている中で、やはり市として、先日市長の、昨日ですか、そういうお話で見合わせということでお話があったと。この事実は我々は乗り越えることはできないということです。これはもう公務員である以上、これは命令違反になりますから、これは大きな意味ではできません。

ただ、できるという条件があります。それはいわゆる教育委員会の皆さんなり教育長なりが理事者と再度話し合って、そこの影の部分をクリアしていただくような形の働きかけをしていただいて、その部分が解決すれば我々は職務命令として行うということになるわけです。だから行うには、そこの部分のクリアが条件になるということですね。そうでなければ違法だとか、そういうことではなくて、非常に悩むということでございます。

以上です。

○堀内委員長

教育長。

○坂井教育長

中止の決定が、私を抜きにして成されることは通常あり得ることだと。そういうふうに言ったのではないですか。それは一般的に、下から起案してずっと持っていく中で、部長同士、政策課と話し合うときは当然あり得る、それは。私が知らなくても当然あり得る。しかしこの問題は四役会を通して私が説明をしながらやってきたことなので、これは当然私がいなければいけないことなんです。それはちょっと認識を改めてほしい、そこのところはね。これは四役会を通して話しているんだから。というのは、いきなり下から持ち上げられる話ではないし、事業規模が大きいから、余りにも。

それと光と影について、確かによく部長はそういう話をするんだけど、このシステムについては、もう既に相当理解と実証と評価がされている事業を、さらに広めようということで地域地域の実証テストをしてみましようというものなので、このICタグを使った子どもたちの通報システムに問題があるという言い方をすると、これはとんでもないことになってしまう。現実には、全国でもかなりのところで実証されていて、評価を得ているシステムをさらに広めるためにテストとして導入しようということなんだから、そのシステムを問題にするとか、はっきり言ってIT社会に対する非常に大きな、何ていうの、問題があるんだったら指摘していいのよ。ところがICタグを使ったシステムというのは、もうほぼ完成されているからJRのスイカのようなものもどんどん今世の中に出てきているわけです。だからそこのところをちょっと誤解しないでほしいと思います、私はね。

ただ、最後に言ったように、確かに市長部局と私の方でしっかり調整して、事務局職員に気持ちよく仕事してもらわないとうまくいかないのは事実だから、もう一回改めて何とかならないかという話はしなければいけないと同時に、やはりこれは地域の皆さんの声も上げて、委員の皆さんの声も聞いてやろうよという形で進めてきた事業なので、現実にもう委託金も決定しているわけなので、先日NTT東日本の方にこの契約内容の中で、どういう遺漏事故があったときに、どこにどういう責任が出てくるんだと言ったら、先ほど委員長からもお話がありましたように、お金そのものがNTT東日本においてこないということが起こるわけですよ。事業が進まないわけだから。ところがNTT東日本はこの事業を進めるために、システム開発や機器の設計等について準備をしているわけなんです。しかもそこが完全に履行されないとすると、損害賠償は当然起こってきますので、そういう不幸なことが起こらないようにしなければいけないと思っています。その損害賠償の対象者がどこになるかということも、いろいろと私も調べてみたんですけど、委員長がおっしゃったようにストップをかけた市もあるというようなことをおっしゃいましたけど、それ以上に私が心配しているのはネットワーク協議会に入っている学校、学校ということは教育委員会になるからそれはしようがないんですけど、ネットワーク協議会を構成している市民の皆さんにも、そういう影響が出てくる可能性があるわけなんですよね。そこのところを本当に

避けなければ、今後教育行政を進めていく中で、地域と共に、ということを盛んに私たちは言っているわけですが、地域が完全に離れていったら今進めている教育の効果、改革というのができなくなりますので、ちょっとそここのところは、もう一回話し合っていく必要があるような気がするんですよ。

○堀内委員長

それはもう当然必要ですね。事務局に安心して動いていただくためにも、市当局との調整というのは決め手ですから、それは、例えば昨日私どもが主張したように暗黙であるにせよ、そうでないにせよ、市としては事業の推進を差しとめることはしないというところの保障だけは、やはりほしいなというふうに思っていますね。

○小池委員

こういうふうに、いろいろ問題が複雑になってきたときに、今までのいきさつとか、それから建前とか、メンツとか、そういうのは確かにいろいろ難しい問題があるのですよ。でもね、今、現実問題としてかなりいろんなところでもう動き出していますよね。そういう中で何とかそのことを、また足して2で割るようなやり方ではいけないのかもしれませんが、やはりここで何かうまくおさめておかないと、これは建前とかメンツとか、それから情報交換がうまくいってなかったとか、そういうやり方のまずさというのはあるのかもしれないけど、さっきもちょっと教育長がおっしゃったけれども、余りそれを表面的に大きく出して表に出してしまうということは本当に将来として得策かどうかですよ。むしろこのところは何か少し、現実を踏まえたところでの解決策みたいな落としどころというのを何とか皆さんで工夫していただいたらどうか。それで今後改善すべきところは改善するという形にしないと、これはいつまでもこういう形で引きずってしまうと、やっけて行かれる方も大変だろうし、落としどころを皆さんで工夫していただきたいなという感じがいたしていますけどね。

○堀内委員長

今お話をずっと聞いていて、その光と影という話が出ていましたけれど、私が見るところ、どうも影の方の話ばかりが市長の方に入っていて、光の話が通じなかったといううらみがございませぬ。事業というのは、必ずしもすべて100点満点、丸々結構というものではございませぬで、どういう形でやるにしてもメリット、デメリットが出てくるわけですから、話し合いの経過の中で、要するにマイナスイメージの方が先に市長部局の方に浸透して、我々が考えていた光の部分がまるっきり通じなかったということについては不幸な結果だったというふうに思わざるを得ませぬ。

それから、市長が総合調整権をお持ちのことはわかっておりますし、重大な問題であればそれは当然ながら教育委員会としてもそれに従うわけでありませぬけれども、今回の件について言えばモデル事業をやってみて、いいか悪いか見た上で結果を決めるという話でありませぬ、それほど

大変な話では実はないわけですね。それがなぜか、あたかも大変なことであるかのように市長部局の方が考えて、私どもの立場から言えば頭越しというのか、先回りというのか、権力的というのか、向こうの方からやるなという形で押さえ込んできたというのが、教育委員会としては承服できかねるということでありまして、ここで教育委員会が、はいそうですかと言ったら教育委員会の存立基盤そのものが私は侵されるというふうに考えています。

法律上のいろんな問題はありますけれども、要するに教育委員会制度の本旨というのは教育をまずそれだけに専念して考える委員会体制というものをしいて、そこがまずとにかく教育施策については審議し、決めていくと。そして、予算とか人員とかいろんな市の負担を伴うものについては、当然市と協議しながら市の認めてくださる範囲内で私どもはやるということでありまして、ところが、この件はそういったいわゆる市側が負担するという問題がないわけでありまして、そこについて言えば、後年度負担のことをおっしゃっているんでしょうけれども、それは現在そう考えているという、それを心配しているというだけであって、実際に生じているわけでも何でもありません。だから、そういうことを含めて、いささか教育委員会の意志を無視したような政策決定が行われるというのは教育委員会としては承服しかねるということでありまして。

昼間教育部長。

○昼間教育部長

今、幾つか委員長さんのお話を伺うのと、あと教育長のお話の中で、一つはこの事業については影の部分はかなりクリアされているというような、全国的にされているんだという話なんですけれども、それは全国的な部分でありまして、だからと言ってノーチェックで小平の事業としてすぐ持ってこれるかという話は、それはまた別でございまして、後年度負担も含めて、あとはこの機器が具合が悪くなったときにどうなるんだとか、あと例えばこの事業を小・中学校だけではなくて高齢者に持たせたらどうなんだとか、いろんな議論が出てくる。この事業はこういう、委託事業、あるいは国の事業を委託している事業というのは、事業の中で極めて今日本の地方自治制度ではかなり課題の多い事業と我々は認識しているわけです。これは市長部局もそうでございます。

それはなぜかという、一つは予算を通さないで事業を実施する。一番最初の年度は事業費はかからない。けれども2、3年後には補助が外され、あるいはそのメンテナンスの部分が市に負担がかかるという事業がものすごく多いわけです。そういうモデル事業を市がなんでもかんでも最初の年に、今年度、事業費がゼロだからそれを持ってくればいいということになると、結果的には財政硬直化を凶ってしまうということが実はあるわけです。特に文部科学省の事業というのはそういうのが多い。これは総務省ですけども、そういう事業が多いということで、いわゆる委託事業については非常に慎重に検討しなければいけないという、今小平の実際の中でも雰囲気がございます。

これはなぜかということは、いわゆる事業費が予算に計上されないということは予算審議がされない。そうすると市民の関与、議会の関与がそこでなされないということになるわけですよ

ね。そういう事業を市がいわゆる限られた定数、職員の中で行うということは、いわゆる事務量と職員数がある程度相関があるわけです。それ以外の、いわゆる会計では部内現金みたいなことをやるということですね。それといわゆる危険性、現金を扱う危険性、予算を通さないことからくる危険性がございます。この事業についてはいろいろな問題点が、この実施制度の中で枠が外れているので、問題があるということになっているわけです。

そういう中で、今委員長さんのお話の内容に、最初の年はかからないということであっても一たび一つの事業を行うと、福祉の事業と同じで、なかなかこれが変更ができない、あるいは廃止ができないということは嫌というほど自治体としては知っているわけです。そういう中で、これはやはりいろいろもっと見た方がいい、あるいは検討した方がいいんじゃないかということも含めて、かなり慎重になったということを我々は聞いていますし、体験としてわかっているわけです。だから最初にお金がかからない、あるいは関係ないからということを使うほど何年かすると必ずその負担、あるいは公平性の問題、そういうのが必ず出てくるということで慎重だということでございます。だからその辺の理由からして、だから教育委員会の方で行うということが、なかなかちょっと今ここでは我々としては納得しがたい部分であるということなんです。

それと、やはり先ほど教育長からお話がありました理事者の会で四役会という、収入役はいらっしゃいませんので今は三役なんですけど、市長、副市長、教育長、このいわゆる理事者の中で、もしそういう話が決まり、それで見合わせという話で再度結論が変わらないということであれば、やはりそのレベルで何らかの解決をしていただいて、それでいわゆるダムから水がさっと流れるようになれば、我々としては職務としてそれは参加をさせていただくと、いわゆる従事するということになるわけです。その辺は一つの条件付きではありますがけれども、それが一番、やはり教育長の、いわゆる我々のボスである行政の長である教育長の仕事のやり方、スタイルとしては一番順当かなと我々としては思っております。

以上です。

○坂井教育長

やはりまだまだ誤解していると思う。何度説明してもわかっていない。この事業は教育委員会が委託金を受けて、事業を継続するときに改めて予算を計上しないとできない事業ではないんです。何度も言っている、これを私は。事業主体者はN T T東日本で、N T T東日本が維持管理、更新も、すべてを自分たちで将来にわたって面倒みなければいけないわけです。だから一切ない、と説明している。

それから、公平性の問題というんだけど、これも何度も言っている、私はね。教育委員会が義務づけたらそこにはいろんな生活困窮家庭があるから、それは保障していかなければいけない。でもこれはサービスなんです。世の中のサービスというのは全部行政が賄っているというのは昔の行政のスタイルであって、これからは利用者負担だとか受益者負担だとか使用料の負担とかいろんなものを考えていくときに、サービスは負担してもらうのが原則なんだよ、これからは。だからそこに差別感や不公平感というのは生まれてこないはずなんです。現にさっき言ったように、

学校の前の人がこのサービスを受ける必要はない。ところがうちの子は学校の前だけ、電車に乗って塾に行ったりお稽古事に行ったりする、だから買いたいといえば買ってもらえばいいわけなんです。だからそのことをいつまでもぐずぐず言っていると、何かわざとらしくマイナス面を強調しているように聞こえてしまう。そうではないということを知ってほしい。

○堀内委員長

その前に一つ。私先ほど言おうと思ったのは、この事業について議会に説明しようという意志は委員会側には十分にありました。ところが大変に不幸なことに、6月議会でその質問を議員がしないように、あるいはそれと引き換えにこの事業の推進の見送りを決めるといったようないきさつがあったというふうに、これは聞いている話ですから、真偽のほどはまだわかりませんが、非常に遺憾な動きがあったというふうに聞いております。

それから……。

○坂井教育長

ちょっと待ってください、そのところね。それは先ほど昼間教育部長とずっと確認し合って、調整したんですけど、お互いの言葉不足で、そういうことは現実にはなかったと。ただ、質問が取り下げられたのは事実だけでも、引き換えとかそういうことはなかったということは、ちょっと先ほど確認できました。

○堀内委員長

それは失礼しました。私の情報不足でございました。

それからもう一つ、この事業の性格というのは、要するに官・民一緒にやるという感じの事業ですね。つまり官は官、民は民でずっと今までやってきたけれども、そうではなくて官も民も一緒になってやる。それは、これは小林さんの言う新しい公共みたいなものかどうか知りませんが、とにかく今は地域と一緒にやって事業を進めるとというのが一番お金もかからないし、マンパワーも十分確保できるし、そういう意味でこれは将来的には非常に僕はいいい事業になると思うんですよ。逆に老人のことまで乗っかってきたら困るといふ、心配だといふ御説明もありましたけれども、それはそうではなくて。

○屋間教育部長

いや、私はそういうふうに言っていないですよ。

○堀内委員長

やってみれば、例えば子どもがどう動いたかということの検証だけではなくて、例えば不審者情報を含めていろんな情報とそのネットでぱっと流せるとか、使えば使うだけこういうメリットもある、ああいうメリットもあるということもわかってくるわけですよ。だから、そういうこと

していきたいというふうに考えております。

それでは、ほかに御発言の御意向がなければ。いかがですか。皆さんよろしいですか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

それでは、この件の協議はこれで終わりにいたしたいと思います。本日は長い時間にわたりましていろいろと御発言をいただき協議をいたしました。これで本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の教育委員会の定例日程は、既に前回の定例会にて申し上げたとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして教育委員会の臨時会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後3時45分 閉会